

令和 8 年 度

千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校
入学者選考要項

千葉市教育委員会

目 次

令和8年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項

I 応募資格

- 1 千葉市立養護学校高等部普通科・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 千葉市立高等特別支援学校普通科（職業コース）・・・・・・・・・ 1

II 千葉市立養護学校高等部 普通科

- 1 通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 入学定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 出願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - （1）事前の教育相談
 - （2）選考要項及び入学願書等の交付期間及び時間
 - （3）選考要項及び入学願書等の交付場所
 - （4）願書等の提出期間
 - （5）願書等の提出先
 - （6）提出書類等
- 4 入学許可候補者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - （1）入学者選考日
 - （2）入学者選考会場
 - （3）入学者選考の方法
- 5 追選考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - （1）受検資格及び手続
 - （2）入学者選考日
 - （3）入学者選考会場
 - （4）入学者選考の方法
- 6 入学許可候補者の発表及び通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 7 入学の確約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 8 再募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 9 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

Ⅲ 千葉市立高等特別支援学校 普通科（職業コース）

1	通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	入学定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	出願・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（1）事前の教育相談	
	（2）選考要項及び入学願書等の交付期間及び時間	
	（3）選考要項及び入学願書等の交付場所	
	（4）願書等の提出期間	
	（5）願書等の提出先	
	（6）提出書類等	
4	志願の変更及び取消・・・・・・・・・・	6
	（1）志願校の変更	
	（2）志願の取消	
5	入学許可候補者の決定・・・・・・・・・・	7
	（1）入学者選考日	
	（2）入学者選考会場	
	（3）入学者選考の方法	
	（4）日程等	
6	追選考・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	（1）受検資格	
	（2）追選考志願者の連絡	
	（3）追選考受検願の提出期間及び受付時間	
	（4）提出書類及び提出先	
	（5）追選考受検承認書等の交付	
	（6）入学者選考日	
	（7）入学者選考会場	
	（8）	
7	入学許可候補者の発表及び通知・・・・・・・・・・	8
8	入学の確約・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
9	第2次募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	（1）事前の教育相談	
	（2）願書等の提出期間	
	（3）願書等の提出先	
	（4）提出書類等	
	（5）入学者選考日	
	（6）入学者選考会場	
	（7）入学者選考の方法	

(8) 入学許可候補者の発表及び通知	
(9) 入学の確約	
(10) 志願の取消	
1 0 入学許可候補者とならなかった者で高等部普通科(職業コースを除く) を志願する場合(第2次募集を受検した者も含む)の事前の教育相談と 願書等の提出期間	1 0
1 1 受検者心得	1 0
1 2 その他	1 0

別記及び必要書類の様式

別記 調査書及び学力検査等の結果の即時提供について	1 1
必要書類の様式(1～19)	1 2～3 0

令和 8 年度
千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項

令和 8 年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校の入学者の募集及び選考は、「千葉市立特別支援学校管理規則第 20 条」の規定により、下記のとおり実施する。

I 応募資格

高等部に入学を志願できる者は、原則として障害の程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める知的障害者で、以下に該当する者とする。

1 千葉市立養護学校高等部普通科

(1) 千葉市立養護学校の通学区域（千葉市中央区・若葉区・緑区・稲毛区の一部）に居住する者、または入学までに通学区域に住所を有する者

(2) 次のア～ウのいずれかに該当する者

ア 特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和 8 年 3 月に卒業する見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和 8 年 3 月に修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者

なお、令和 8 年 3 月に学校教育法施行規則第 95 条第 1 号及び第 2 号に規定する課程を修了する見込みの者を含む。

2 千葉市立高等特別支援学校普通科（職業コース）

(1) 市内に居住する者、または入学までに市内に住所を有する者

(2) 「1 (2) ア～ウ」のいずれかに該当し、公共交通機関等を利用して通学できる者

Ⅱ 千葉市立養護学校高等部 普通科

1 通学区域

千葉市中央区・若葉区・緑区・稲毛区の一部を通学区域とする。

2 入学定員

特に定員を定めない。

3 出願

(1) 事前の教育相談

千葉市立養護学校（以下、養護学校という）で、オープンスクール及び1日体験学習に参加することを要する。

(2) 選考要項及び入学願書等の交付期間及び時間

令和7年12月19日（金）から令和8年2月9日（月）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(3) 選考要項及び入学願書等の交付場所

養護学校

千葉市若葉区大宮町1066-1

電話 043（265）9293

(4) 願書等の提出期間

令和8年1月29日（木）から2月9日（月）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。郵送の場合は、配達日指定郵便（簡易書留[角形2号の封筒を使用]）で養護学校に送付する。配達日はできる限り1月29日（木）を指定する。

(5) 願書等の提出先

養護学校の校長

(6) 提出書類等 ※ア～エは必須

書 類 等	備 考
ア 入学願書〔様式1〕	
イ 療育手帳の写し 又は、障害を有することを証明する診断書〔様式3〕	交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し 〔様式3〕は参考様式とし、医療機関等が発行するものも可。ただし、発達検査の結果が記載されていること。
ウ 入学者選考受検票〔様式5〕	
エ 調査書〔様式7〕	
オ 通学区域外からの入学志願証明書〔様式9〕	通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校長又は出身校長の証明を受けて、養護学校の校長に提出すること。
カ 必要に応じて提出する書類	その他養護学校の校長が必要と認める書類を提出すること。

4 入学許可候補者の決定

(1) 入学者選考日

令和8年2月17日（火）及び2月18日（水）のうち養護学校の校長が定める日

(2) 入学者選考会場

養護学校

(3) 入学者選考の方法

学力検査、作業能力検査、運動能力検査、面接、提出書類等により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

なお、学力検査については、校長が学校の実情に応じて必要と認められる教科を選択して行うものとし、その内容は学習指導要領に示されている基本的事項とする。

ただし、特別の事情のあるときは、学力検査等を行わないことができる。

5 追選考

選考日当日に感染症罹患等、やむを得ない理由により受検することができなかった者に対して追選考を行う。

(1) 受検資格及び手続

感染症罹患による急な発熱で別室での受検も困難である等、やむを得ない理由により本選考を全て受検できなかった者のうち、養護学校の校長が定める所定の手続きにより、承認を受けたものを対象とする。

(2) 入学者選考日

本選考の結果を発表するまでに実施する。（1日）

(3) 入学者選考会場

養護学校

(4) 入学者選考の方法

追選考の方法については、養護学校の校長が別に定める。

6 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和8年3月3日（火）午前9時に、養護学校で掲示により発表するとともに、通知書を交付する。また、在籍（出身）校に通知する。

7 入学の確約

入学許可候補者となった者は、令和8年3月9日（月）までに、入学確約書〔様式16〕を養護学校の校長に提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

入学確約書を提出した者は、市の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出席してはならない。

また、入学許可候補者となった者のうち、入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

8 再募集

養護学校の受検を希望し、養護学校において教育相談を受けた者を対象として行う。

なお、再募集に係る事項については、養護学校の校長が別に定める。

9 その他

- (1) 入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届」〔様式18〕を養護学校の校長宛てに提出するものとする。
- (2) 志願者又はその保護者は、別記に従い、調査書、作業能力検査、運動能力検査、学力検査の総合得点及び教科別の得点に関して、即時提供請求を行うことができる。
- (3) この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項は、市教育長が別に定めるものとする。

Ⅲ 千葉市立高等特別支援学校 普通科（職業コース）

1 通学区域

市内全域を通学区域とする。

2 入学定員

第1学年 32人

3 出願

(1) 事前の教育相談

令和7年11月28日（金）までに千葉市立高等特別支援学校（以下、高等特別支援学校という）で進路に係る教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない。）を行うことを要する。

(2) 選考要項及び入学願書等の交付期間及び時間

令和7年11月4日（火）から12月3日（水）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(3) 選考要項及び入学願書等の交付場所

高等特別支援学校

千葉市美浜区真砂5-18-1

電話 043（388）0133

(4) 願書等の提出期間

令和7年12月1日（月）から12月3日（水）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。郵送の場合は、配達日指定郵便（簡易書留[角形2号の封筒を使用]）で高等特別支援学校に送付する。配達日はできる限り12月1日（月）を指定する。

(5) 願書等の提出先

高等特別支援学校の校長

(6) 提出書類等 ※ア～カは必須

書 類 等	備 考
ア 入学願書〔様式2〕	
イ 療育手帳の写し 療育手帳の写しの提出が申請 手続き上、間に合わない場合の み、仮出願の申請書〔様式4〕 を提出する。	交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し（ <u>選考日に有効期限内であるもの</u> ） ※出願時において療育手帳申請中等の場合、入学者選考の前日の午後4時までに療育手帳の写しを提出すること。
ウ 入学者選考受検票（以下、受検票という）〔様式6〕	
エ 調査書〔様式7〕	

オ 面接票〔様式 8〕	
カ 返信用封筒	320円切手（特定記録加算料金含む。料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形 3 号）の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
キ 通学区域外からの入学志願証明書〔様式 9〕	通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校長又は出身校長の証明を受けて、高等特別支援学校の校長に提出すること。
ク 受検に係る特別配慮申請書〔様式 10〕	必要に応じて願書受付開始日前日の午後 4 時までに提出すること。 高等特別支援学校の校長が認めた場合に「受検に係る特別配慮通知書」〔様式 11〕を送付する。
返信用封筒	上記カと別に用意すること。返信用封筒は、320円切手（特定記録加算料金を含む、料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形 3 号）の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
ケ 必要に応じて提出する書類	その他、高等特別支援学校の校長が必要と認める書類を提出すること。
コ <u>（郵送出願の場合）</u> 返信用封筒	350円切手（特定記録加算料金含む、料金改定があったときは、改定後の料金）を貼った定形外（角形 2 号）の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。

4 志願の変更及び取消

（1）志願校の変更

入学願書受付締切り後、1 回に限り、志願校の変更を行うことができる。

ア 変更の受付期間及び時間

令和 7 年 12 月 8 日（月）から 12 月 10 日（水）までとし、受付時間は午前 9 時から午後 4 時までとする。

イ 提出書類及び手続き

志願変更者は、新たに志願する特別支援学校において、進路に係る事前の教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を令和 7 年 12 月 10 日（水）までに必ず行うこととする。

志願変更者は、「志願変更願」〔様式 12〕及び受検票を在籍（出身）校の校長を経由して、高等特別支援学校の校長に提出する。

また、「志願変更願」を受理した高等特別支援学校の校長は、志願変更者に「志願変更承諾書」〔様式 13〕を交付する。その際、次の書類を志願変更者に返却する。

- ・療育手帳の写し又は仮出願の申請書
- ・返信用封筒
- ・他に提出書類のキ、ク、ケ、コの提出があった場合、その書類

上記の志願変更が認められた者は、千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考要項により志願変更の受付期間中に新たに志願する特別支援学校の校長に願書等及び「志願変更承諾書」〔様式 13〕を提出しなければならない。

(2) 志願の取消

志願を取り消そうとする者は、在籍（出身）校の校長を経由して、入学許可候補者の発表日の前日、令和8年1月19日（月）の正午までに、高等特別支援学校の校長に「志願取消届」〔様式14〕を提出しなければならない。その際、受検者には志願変更時と同様の書類を返却する。

5 入学許可候補者の決定（本選考）

(1) 入学者選考日

令和8年1月8日（木）及び1月9日（金）

(2) 入学者選考会場

高等特別支援学校

(3) 入学者選考の方法

期日	区分	検査内容	時 間	配点
第1日（1月8日）		作業能力検査	学校の計画による。	200点
		学力検査（国語・数学・理科・社会）	50分間	100点
		運動能力検査	学校の計画による。	100点
第2日（1月9日）		面接	学校の計画による。	

※国語の内容は、放送による聞き取り問題を含む。

※その他、在籍（出身）校からの提出書類により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

(4) 日程等

集合時間、検査時刻、終了時刻等は高等特別支援学校の計画によるものとし、文書にて別途配付する。

6 追選考

選考日当日に感染症罹患等、やむを得ない理由により受検することができなかった者に対して追選考を行う。

(1) 受検資格

志願者のうち、次の①～③に示す場合により、別室での受検も困難で、やむを得ず本検査を全部又は一部受検することができなかった者のうち、次の（2）、（3）、（4）及び（5）に定める手続により、高等特別支援学校の校長の承認を受けた者を対象とする。ただし、追選考の対象となる検査は、全く受検していない検査に限る。

- ①本人に帰責されない身体・健康上の理由（出席停止となる感染症罹患及び罹患の疑い、月経随伴症状等）がある場合
- ②受検者が自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合
- ③学校生活において、忌引の扱いとする事由が生じた場合

(2) 追選考志願者の連絡

追選考を志願する者は、上記「（1）受検資格」のいずれかに該当する事由が発生した場合、速やかに、原則として在籍する中学校の校長等を通じて、高等特別支援学校の校長に電話により連絡しなければならない。

なお、過年度卒業者若しくは学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が、直接、高等特別支援学校の校長に連絡する。

（３）追選考受検願の提出期間及び受付時間

令和8年1月13日（火）及び1月14日（水）

受付時間は、1月13日（火）は午前9時から午後4時30分まで

1月14日（水）は午前9時から正午までとする。

提出は、持参のみとする。

（４）提出書類及び提出先

追選考を志願する者（又は保護者等）は、出願時に交付された受検票、「追選考受検願」〔様式15〕及び本選考を受検できなかった理由を証明する書類として医師の診断書等を提出する。なお、医師の診断書には、加療期間を明記する。医師の診断書を提出できない場合（疾病等以外の理由による場合）には、追選考受検願にその理由を記載する。上記の書類を在籍校の校長を経由して、本人（又は保護者等）が高等特別支援学校の校長に提出する。

（５）追選考受検承認書等の交付

高等特別支援学校の校長は、追選考受検願等の受理が完了した後、受理証とともに、追選考受検承認書〔様式16〕を交付する。出願時に交付された受検票は、志願者に返却する。

（６）入学者選考日

令和8年1月16日（金）

（７）入学者選考会場

高等特別支援学校

（８）入学者選考の方法

追選考は、学力検査（国語・数学・理科・社会）を50分間で実施する。なお、国語の内容は、放送による聞き取り問題を含む。作業能力検査、運動能力検査及び面接の実施については、高等特別支援学校の校長が別に定める。

7 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和8年1月20日（火）午前9時に、高等特別支援学校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。また、在籍（出身）校の校長に通知する。

入学許可候補者が定員に満たない場合は、第2次募集の案内も同時に行う。

8 入学の確約

（１）入学許可候補者となった者は、令和8年1月21日（水）から令和8年1月27日（火）までに、入学確約書〔様式18〕を高等特別支援学校の校長に提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

（２）入学確約書を提出した者は、市の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

（３）指定された日時までに入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして

9 第2次募集

入学許可候補者数が発表時に定員に満たない場合、第2次募集を行う。

(1) 事前の教育相談

令和8年1月26日（月）までに、高等特別支援学校で進路に係る教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を行うことを要する。

(2) 願書等の提出期間

令和8年1月22日（木）から1月26日（月）までとし、受付時間は1月22日（木）及び1月23日（金）は午前9時から午後4時まで、1月26日（月）は正午までとする。提出は持参のみとする。

(3) 願書等の提出先

高等特別支援学校の校長

(4) 提出書類等

「3 出願（6）」に定めるところによる。

(5) 入学者選考日

令和8年1月29日（木）

(6) 入学者選考会場

高等特別支援学校

(7) 入学者選考の方法

面接を実施する。さらに、作業能力検査、学力検査、運動能力検査、その他の検査のうちからいずれか一つ以上の検査を実施する。

(8) 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和8年2月2日（月）午前9時に高等特別支援学校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。また、在籍（出身）校の校長に通知する。

(9) 入学の確約

入学許可候補者となった者は、令和8年2月9日（月）までに、入学確約書〔様式18〕を高等特別支援学校の校長に提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

入学確約書を提出した者は、市の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

また、指定された日時までに入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

(10) 志願の取消

第2次募集の志願を取り消そうとする者は、在籍（出身）校の校長を経由して、令和8年1月30日（金）の正午までに、高等特別支援学校の校長に「志願取消届」〔様式14〕を提出しなければならない。その際、受検者には志願変更時と同様の書類を返却する。

10 入学許可候補者とならなかった者で高等部普通科（職業コースを除く）を志願する場合（第2次募集を受検した者も含む）の事前の教育相談と願書等の提出期間

ア 養護学校

令和8年2月9日（月）までに、進路に係る教育相談を必ず行うこととする。

イ 県立千葉特別支援学校

令和8年2月9日（月）までに、進路に係る教育相談を必ず行うこととする。

ウ 願書等の提出期間については、両校とも令和8年2月10日（火）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

11 受検者心得

- （1）受検票を必ず持参すること。
- （2）当日、高等特別支援学校が定めた時刻に集合すること。
- （3）検査1日目は、筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）・消しゴム）、体操着、弁当、また、両日とも「運動のできる上履き」を持参すること。
- （4）時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- （5）携帯電話は、検査室に持ち込まないこと。
- （6）検査室内では、受検者同士の物の貸借はしないこと。
- （7）携帯品、その他留意事項については、高等特別支援学校において実施する検査の内容により定めた指示に従うこと。

12 その他

- （1）入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届」〔様式19〕を在籍校の校長を経由して、高等特別支援学校の校長宛てに提出するものとする。
- （2）志願者又はその保護者は、別記に従い、調査書、作業能力検査、運動能力検査、学力検査の総合得点に関して、即時提供請求を行うことができる。
- （3）この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項は、市教育長が別に定めるものとする。

(別記)

調査書及び学力検査等の結果の即時提供について

個人情報の保護に関する法律第69条第2項に基づき、千葉市教育委員会試験結果等の即時提供に係る要綱により、令和8年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校の入学者選考で特別支援学校の校長に提出された調査書並びに令和8年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校の入学者選考の作業能力検査の総合得点、学力検査の総合得点及びその教科別得点並びに運動能力検査の総合得点の即時提供を次のとおり実施する。

1 提供方法

(1) 調査書

閲覧及び写しの交付（複写機による。1枚10円）

(2) 作業能力検査の総合得点、学力検査の総合得点及びその教科別得点並びに運動能力検査の総合得点

閲覧

2 提供期間

入学者選考の入学許可候補者発表日の翌日から1か月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日は除く。）

3 提供場所及び提供時間

受検した特別支援学校 午前9時から午後4時まで

4 提供の方法及び実施

(1) 口頭により提供を申し出る。調査書の写しの提供を申し出る場合は、「即時提供申請書」に必要事項を記入し、提出する。

(2) 申し出た者が受検した本人等であることの確認は、次のとおり行う。

ア 申し出た者が受検した本人である場合には、特別支援学校の校長は、原則受検票により、申し出た者が受検した本人であることを確認した後、提供を行う。

イ 申し出た者が法定代理人である場合には、特別支援学校の校長は、受検票等の確認後、法定代理人本人であることを確認するための書類（パスポート、個人番号カード、運転免許証等、写真の貼り付けられたもの）と、法定代理人であることを明らかにする書類等（戸籍全部事項証明書、後見登記事項証明書等）の2つの提示を求めるものとする。

※詳細については「千葉市個人情報事務取扱要綱第6の2の(3)」を参照とすること。